

## 組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 7 月 8 日 15 日 22 日 29 日（角田衛生センター）

平成 28 年 7 月 6 日 13 日 20 日 27 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

| 施設名           | 埋立処分基準値  | 焼却灰                        |                            |               |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|---------------|
|               |          | 放射性<br>セシウム 134<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム 137<br>(検出下限値) | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 31<br>(12)                 | 240<br>(13)                | 271           |
| 大河原衛生センター     | 8,000 以下 | 87<br>(17)                 | 420<br>(15)                | 507           |

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
  - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
  - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
  - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。